

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月6日
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼CEO 肥塚 雅博
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

2022年9月6日開催の当社取締役会において、海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における当社普通株式の売出し（以下、「海外売出し」という。）について決議し、これに従って海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 売出株式数

3,544,800株（予定）

（注） 海外売出しと同時に、下記(8)記載の売出人による当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は11,816,200株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し8,271,400株、海外売出し3,544,800株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2022年10月3日）に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。

(3) 売出価格

未定

（需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日に決定される予定であります。）

(4) 引受価額

未定

（需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日に決定される予定であります。なお、引受価額とは、下記(8)記載の売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。）

(5) 売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(9)記載の引受人に海外売出しに係る全株式を総額個別買取引受けさせます。

(8) 売出人の名称

株式会社日本政策投資銀行
富士通株式会社
パナソニックホールディングス株式会社

(9) 引受人の名称

Nomura International plc（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
SMBC Nikko Capital Markets Limited（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）

(10) 売出しを行う地域

海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）

(11) 受渡年月日

2022年10月12日

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. その他の事項

(1) 当社の発行済株式総数及び資本金の額（2022年9月6日現在）

発行済株式総数	普通株式	33,666,666株
資本金の額		30,200百万円

(2) 海外売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC Nikko Capital Markets Limitedが当社株主である株式会社日本政策投資銀行、富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社（以下、「貸株人」と総称する。）から531,700株を上限としてSMBC日興証券株式会社を經由して借り入れる当社普通株式の海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。上記のオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しが全く行われない場合があります。

また、海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定ではありますが、かかる引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が貸株人から1,240,700株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、上記の引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる国内売出しについて関東財務局長に対して本日付で有価証券届出書を提出しております。

引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しが中止されます。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、SMBC日興証券株式会社及び野村證券株式会社であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、SMBC日興証券株式会社及び野村證券株式会社であります。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以上